

平成21年度 大学教育・学生支援推進事業
【テーマB】（学生支援推進プログラム） 審査要項

I 本事業の趣旨・目的

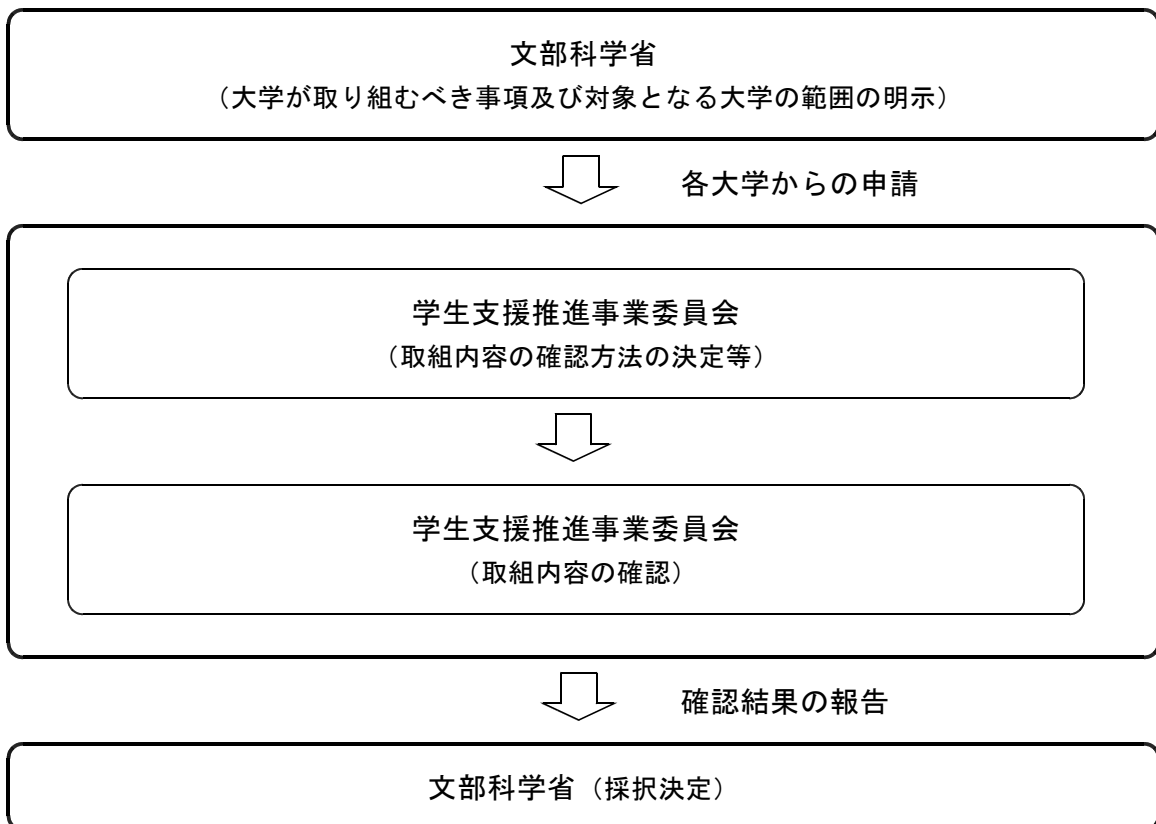
大学教育・学生支援推進事業は、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、各大学等における学士力の確保や教育力向上のための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国の高等教育の質保証の強化に資することを目的とする。

本事業のうち【テーマB】（学生支援推進プログラム）にかかる審査等は、この審査要項により行うものとする。

II 採択までの手順

【テーマB】（学生支援推進プログラム）の採択のための確認等は、独立行政法人日本学生支援機構において運営される「学生支援推進事業委員会」及び文部科学省において行う。

【採択までの流れ】



Ⅲ 審査・確認方法等

1 本事業における取組の採択にあたっては、次の事項に沿って評価する。

(1) 取組の趣旨・目的・達成目標

- ・ 学士力の確保や教育力向上のための取組か。
- ・ 達成目標は明確か。

(2) 取組の具体的内容・実施体制

- ・ 取組の具体的内容・実施体制は、目的・達成目標に有効か。
- ・ 取組の実施体制は具体的か。

(3) 取組の評価体制・達成目標に対する指標

- ・ 取組の評価体制は具体的か。
- ・ 達成目標に対する達成度について具体的な指標が設定されているか。

(4) 取組の実施計画等

- ・ 実施計画は具体的か。
- ・ 財政支援期間終了後の展開は具体的か。

2 就職支援を中心とする取組の場合は、次の事項についても評価する。

(いずれも、平成21年3月1日時点)

(1) 最終学年在籍の学生に対する内定取消しを受けた学生等の比率

$$\frac{【A】 + 【B】}{【C】}$$

【A】：内定取消しを受けた学生

【B】：企業から内定辞退の示唆などの連絡を受けて内定を辞退した学生

【C】：最終学年に在籍していた学生

(2) 内定取消しを受けた学生等に対する他の企業等から内定を受けた学生の比率

$$\frac{【D】}{【A】 + 【B】}$$

【D】：内定取消しを受けた学生【A】及び企業から内定辞退の示唆などの連絡を受けて内定を辞退した学生【B】のうち他の企業等から内定を受けた学生

(3) 最終学年在籍の学生の就職率

$$\frac{【F】}{【E】}$$

【E】：最終学年に在籍していた学生【C】のうち就職を希望していた学生

【F】：就職した学生

(4) 最終学年在籍の学生への求人率

$$\frac{【G】}{【E】}$$

【G】：求人数

(5) 就職支援体制

- ・ 就職支援相談窓口の有無
- ・ 最終学年に相当する入学定員に対する就職支援担当職員1人当たりの学生数

$$\frac{【H】}{【I】}$$

【H】：最終学年に相当する入学定員

【I】：就職支援に関する業務を主たる職務とする職員（常勤・非常勤を問わない）

IV その他

1 開示・非開示

(1) 「学生支援推進事業委員会」(以下、「委員会」という。)の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議は、専ら審査等に関する審議内容であるため、審査等の円滑な遂行確保の観点から、会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 審査・評価の結果は、文部科学省へ報告することとする。

(2) 委員氏名について

委員の氏名は、採択後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の審査等を行わないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が当該大学学部、短期大学、高等専門学校専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ 委員が当該大学・学校法人等の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査等を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査等の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の審査内容等に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報(申請書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の採択を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

4 状況調査等

本事業の審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。